

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年6月7日

株式会社カイテクノロジー

代表取締役社長 勝屋 嘉恭

問合せ先：経営管理本部

03-6273-0408

<https://chitech.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制をより一層強化してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リーブル	3,350,600	79.78
勝屋 嘉恭	338,400	8.06
日本アジア投資株式会社	220,000	5.24
勝屋 奈緒子	120,000	2.86
大樹生命保険株式会社	100,000	2.38
カイテクノロジー従業員持株会	61,000	1.45
星野 和真	5,000	0.12
伊地知 高之	5,000	0.12

支配株主（親会社を除く）の有無	株式会社リーブル
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社リーブルは、勝屋一族の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く）：5名以内 監査等委員である取締役：5名以内
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員である取締役を除く）：1年以内 監査等委員である取締役：2年以内
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤原 拓也	公認会計士											
松本 卓也	弁護士											
長谷川 園恵	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 拓也	○	—	—	藤原拓也氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。これまでの当社社外取締役常勤監査等委員としての実務経験や、専門的な見識を有していることから適任であると判断し、選任しております。
松本 卓也	○	—	—	松本卓也氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。これまでの当社社外取締役監査等委員としての実務経験や、専門的な見識を有していることから適任であると判断し、選任しております。
長谷川 園恵	○	—	—	長谷川園恵氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。これまでの当社社外取締役監査等委員としての実務経験や、専門的な見識を有していることから適任であると判断し、選任しております。

【監査等委員会関係】

委員構成及び議長の属性

全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

現時点では、監査等委員の職務を補助すべき者を置いておりませんが、監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査等委員補助者を任命するものとしております。当該従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は当該従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとしております。また、当該従業員は当社の就業規則に服しますが、監査等委員補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査等委員に属することとしております。
--

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査等委員会は随時、会計監査人と監査実施状況に関する協議・連携を行っております。</p> <p>また、内部監査室は随時、監査等委員会に対して内部監査実施状況について報告するとともに意見交換を行い、課題・改善事項について情報を共有しております。</p> <p>また、三者による、監査計画のすり合わせなどを目的とした会議を開催しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

報酬委員会に相当する任意の協議会

協議会の名称		報酬協議会		
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長（議長）
4	0	1	3	代表取締役

補足説明

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額は、職責・職位及び経営への貢献度・経営内容を勘案し決定すること、そしてこれらの貢献度・経営内容の評価は代表取締役を行うことが適切と判断しております。その上で客観性を担保するために代表取締役及び取締役監査等委員で構成する報酬協議会で取締役の個別報酬額を審議し、その結果を踏まえ取締役会で決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度を導入しております。
---------------------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

【取締役報酬関係】

開示状況	取締役の個別報酬の金額の開示は行っていません。
------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の総額について開示を行っております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会の決議で取締役報酬の総額を決定しております。
 個別の報酬の内容については、以下の方針及び方法により決定しております。
 ①当社の取締役の報酬は全額を業績に連動しない基本報酬とし、金銭により、取締役の役位、職責、在籍年数等に応じて支給額を決定します。
 ②当社の取締役の報酬は毎月固定額の金銭報酬とします。
 ③各取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役及び社外取締役により構成される報酬協議会における審議結果を踏まえ、取締役会が決定します。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする選任のスタッフは配置しておりませんが、経営管理本部内の取締役会事務局のスタッフが、重要な経営判断に際して社外取締役が十分な検討ができるように事前の情報共有に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。

監査等委員会設置会社を選択することで、取締役である監査等委員が取締役会における意思決定プロセスに関与することにより、取締役会の監督機能を高め、経営内容の透明性、公正性、遵法性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

① 取締役会

取締役会は、7名の取締役(うち3名は監査等委員である取締役)で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、当社の重要な意思決定をはじめとする付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査等委員が取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施いたします。

② 監査等委員会

監査等委員会は、3名の取締役(すべて社外取締役)で構成しています。監査等委員はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、監査等委員会において監査の結果その他重要事項について議論しております。

③ 社外取締役

社外取締役は3名で構成しています。社外取締役と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の特別な利害関係はなく、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

また、3名の社外取締役と当社との間で会社法第423条第1項の損害責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第423条第1項の定める額の合計額となります。

④ 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設けております。内部監査は、各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

⑤ 会計監査

当社は EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社を選択しております。

当社の事業内容及び会社規模を鑑みた場合、取締役である監査等委員が取締役会における意思決定プロセスに関与することにより、業務執行機能と監査監督機能のバランスの最適化と効率化を図ることができると考えております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

今後の株主の状況に沿って検討を進めてまいります。

2. IRに関する活動状況

IR 資料をホームページ掲載	当社は、コーポレートサイト上に IR 情報に関するページを公開し、TDnet で公開された情報や決算情報、発行者情報や、業績資料等について掲載していく予定です。
IR に関する部署 (担当者) の設置	経営管理本部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

- (1) カイテクノロジー行動指針を制定し、役職員に周知しております。
- (2) 取引先への品質管理調査を継続的に実施し、当社のステークホルダーである取引先との良好な信頼関係を構築・継続しております。
- (3) 女性活躍推進法・次世代育成支援法に基づき一般事業主行動計画を策定し、目標達成に向け取り組んでおります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査等委員である取締役の出席のもと、原則として毎月開催しております。監査等委員は監査等委員ではない取締役の職務執行の監督を行うとともに、自ら取締役として議決権を行使することにより当社のガバナンス強化の役割を担います。
 - ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能および役割として期待し、社外役員を招聘しております。
 - ③ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを明確に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除いたします。
 - ④ 取締役会は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築してまいります。
 - ⑤ 監査等委員は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制およびその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求めると定めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて文書管理規程に定める期間保管するとともに、必要に応じて取締役および監査等委員が閲覧可能な状態を維持してまいります。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 重要な会議体および委員会の議事録
 - ② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書管理規程に基づき適切に保存および管理を行っております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会は、「リスク・コンプライアンス規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備しております。
 - ② 取締役会のもとに当社のリスク管理およびコンプライアンス推進を目的としてリスク・コンプライアンス委員会を常設し、損失の危険の管理にあっております。
 - ・ リスク・コンプライアンス委員会は、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することにより、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾します。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応をとることによって損失を最小にとどめることを目的としております。
 - ・ 潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「内部通報窓口」等の内部通報制度を整備しております。リスク・コンプライアンス委員会事務局は、リスク・コンプライアンス委員会に報告されたリスク情報を全て監査等委員会に報告しており、監査等委員会は、いつでも必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会に対してリスク情報の報告を求めることができるものと定めております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催します。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者およびその権限、執行手続について定めております。
- (5) 株式会社における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会のもとに常設される リスク・コンプライアンス委員会は、当社の損失の危険の管理にあたるものとし、各委員の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備しております。
 - ② 代表取締役のもと内部監査を担当する内部監査室を設置し、内部監査基準に基づき、当社の業務の適正を確保するために必要な監査を行っております。
- (6) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
- ① 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、当社は従業員から監査等委員補助者を任命するものとします。
 - ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとしております。また、当該従業員は当社の就業規則に服しますが、監査等委員補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査等委員に属することとしております。
- (7) 取締役および使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、取締役会の他、事業部長会、経営会議その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができるものと定めております。
 - ② 当社および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告することと定めております。前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、当社および従業員に対して報告を求めることができるものと定めております。
 - ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保しております。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとしております。
 - ④ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとしております。
 - ⑤ 監査等委員は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計

士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高めるものとしております。

- (8) 監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員への報告を行った当社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役等および使用人に周知徹底しております。

- (9) その他監査等委員の監査が実効的に行われる体制

① 代表取締役と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換しております。

② 取締役は、監査等委員の職務遂行のため、監査等委員と取締役・使用人の意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力しております。

③ 取締役は、重要な業務執行に係る会議体への監査等委員の出席を求め、監査が実効的に行われるようにしております。

④ 内部監査室は、監査等委員に当社の内部監査の実施状況について、適宜報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、当社の役職員が反社会的勢力等にかかるといかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とのかかわりを一切持たないようにすることを目的とし、「反社会的勢力対策規程」に基本的な対応について定めております。

- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力対策規程」に基づき、取引先等の反社会的勢力との関係性の有無の調査に関して規定するとともに、万一、取引先等が反社会的勢力であった場合の対応について「反社会的勢力に対するマニュアル」を作成し対応方法を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

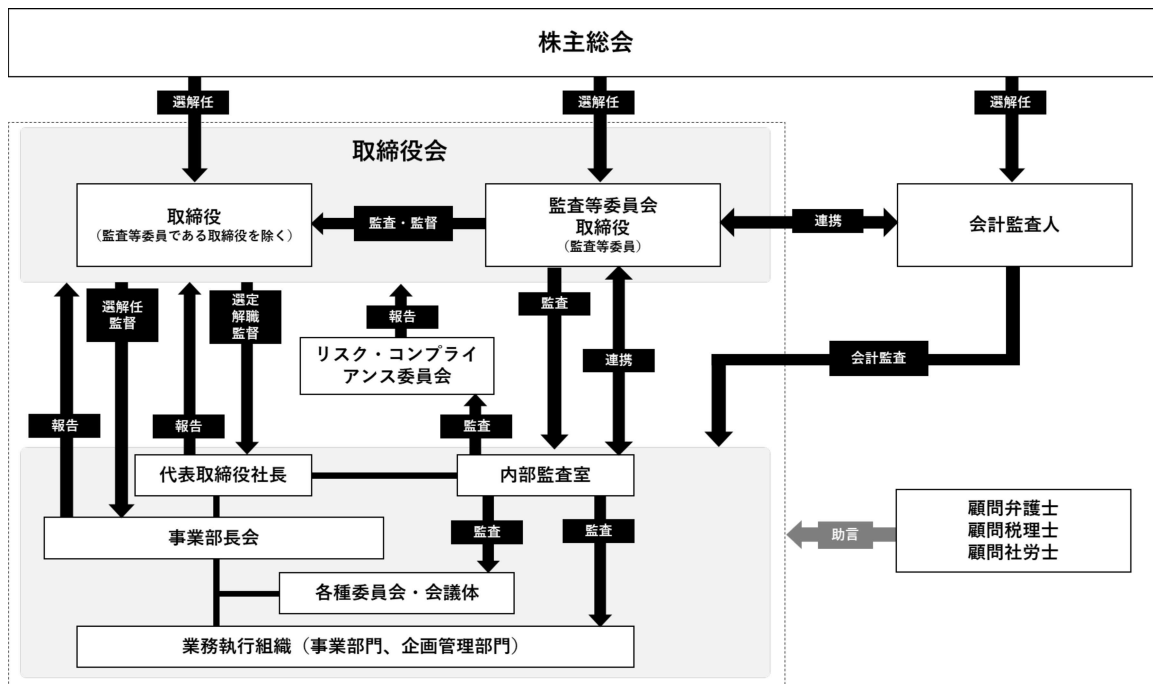
買収防衛策導入	該当事項はありません。
---------	-------------

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制 (模式図)



(2) 適時開示体制の概要 (模式図)

